

	日照障害の具体的な状況について	環境影響評価の(行政)の対応について	意見の内容
1 東京都	商業地域内の大規模建築物により、冬至期で7~8時期間の日影を生ずる箇所が近隣住宅に発生する。	本事例の事業は、現在、東京都環境影響評価審議会で環境影響評価書案を審査中の案件であり、「日影」の評価項目において、審議を行う見通しである。 なお、東京都環境影響評価指針においては、「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況」として、学校等を「日影」の評価項目の現況調査の事項に含めていることから、環境影響評価書でその予測・評価を行うよう、東京都では従前より指導している。	
2 広島県	火力発電所のリプレースの事業において、近隣住民から新設屋内貯炭場の建設による日照の変化について、不安を述べる意見があった。	県知事意見として述べた。	「新設屋内貯炭場等が周辺住宅への日照を阻害する可能性があるため、可能な限り配慮を行うこと。」
3 仙台市	商業地域内の大規模建築物の建築により、近隣商業地域内の小学校に対して、冬至期に日影規制3時間に対し地盤面で2時間を超えないものの日影が生じる予測結果となった。	市長意見として述べた。	「小学校や周辺低層住宅に配慮し、建物本体やアンテナタワー部分の高さ、形状、材質等について検討し、影響の低減を努めること。さらに、影響の低減に係る検討経過や事業の必要性との関連を明らかにすること」 「小学校の冬至日以外の日影や校舎壁面への日影についての予測も行うこと。」
4 横浜市	事例① 冬至日において、住居系地域に対して1時間未満、商業地域内の公園に対し2時間程度の日影。説明会において住民から2時間程度の日影は著しい環境影響だとする意見が出された。 事例② 冬至日において、住居系地域に対して2時間未満、商業地域内の公園に対し3時間未満、その他の小学校、幼稚園、公園については1時間未満の日影。住民から、日影による光熱費への影響、健康被害、日照権の主張などが意見書でなされた。	両事例とも、市長意見で周辺環境への配慮や、周辺住民への説明を求めた。	事例① 「計画地は、地区計画で商業地域と同様な土地利用が認められているが、周辺住民に対し、事業実施に伴う影響について、説明するとともにできるだけ影響の軽減に努めること。」 事例② 「計画区域周辺は、商業地域及び工業地域であるが、計画区域の北東から東側に中・低層の住宅等があり、これらについて配慮する必要があるため、近隣住民に対して十分な説明を行うとともに、住民意向を尊重した対応に努めること。」
5 川崎市	事例① 第一種中高層住居専用地域内の住宅団地の建設により、北側の既存住宅に対して、冬至日に7~8時間の日影を生じる。 事例② 第一種住居地域及び商業地域内の高層建築物の建設計画において、周辺に複数の高層建築物が存在し、今後も周辺開発事業者による計画が進められているため、これらの建築物による複合した日影の影響が懸念された。	事例① 事業者との打合せ時の協議で、日影の影響について環境配慮を促した。さらに審査書で述べた。 事例② 審査書で述べた。	事例① 日影の影響についてできる限り低減する措置を講ずること。また、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。 事例② 周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしているが、冬至日の平均地盤面において、本計画建物による日影の影響が比較的大きくなる建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。さらに、計画地周辺は、複数の高層建築物が存在し、又は周辺開発事業者による計画が進められており、これらの建築物による複合した日影の影響が懸念されている。このため、周辺開発事業者等の協力を得て、本計画建物が新たに加わることにより生ずる複合した日影の影響を比較的大きく受ける建物についても、その影響の程度について住民等に説明すること。
6 高槻市	個々の建築物の日影による影響は、「市建築基準法施行条例」及び「開発事業の手続等に関する条例施行指針」に適合するよう計画されていたが、複合的な日影では、個々の建物の場合に相当する規制時間を一部の区域で上回った。	市長意見として述べた。	複数の計画建築物が同一敷地にないため、計画建築物による複合的な影響は「高槻市建築基準法施行条例」(平成12年高槻市条例第6号)の規制の対象ではないが、条例の趣旨を踏まえて影響の低減に努めること。
7 熊本市	・マンション建設に伴う、近隣の家やアパート等への日照障害が発生し、近隣住民から「熊本市環境紛争調整委員会」への申請が年間数件行われている。 ・当市は環境影響評価条例未制定のため、上記の「環境紛争調整委員会」にて対応。	・「熊本市環境紛争調整委員会」において、申請者及び事業者から話を聞き調整を行っている。(基本的に申請者と事業者は委員会の場において顔を合わせることはない。) ・1案件あたり平均して4回程度委員会を平日夜間に開催。 ・委員会メンバーは弁護士、大学教授など6名。 ・事務局(市)構成課は、環境政策課及び建築指導課 ・過去の実績では、日照時間を確保するため、建物建設予定位置を数十センチ後退させることなどを盛り込んだ協定を委員会立会いの下締結したこともあるが、大規模な変更については難しい状況である。	